

# 青森県報

号外第百六号

平成二十九年  
十二月十八日  
(月曜日)

## 目次

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………同 ……三

○右 同……………同 ……四

○右 同……………同 ……五

○右 同……………同 ……五

○右 同……………同 ……六

○右 同……………同 ……七

○右 同……………同 ……八

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

- 二 青森市八重田四丁目二の一
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社ユニバース
- 八戸市大字長苗代字前田八三の一
- 代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 神谷和秀	変更なし	
株式会社パレモ 愛知県稲沢市天地五反田町一 代表取締役 小田保則	変更なし	
株式会社イワマ靴店 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目九の一七 代表取締役 岩間英泰	平成 二七・一・三	
株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の一六 代表取締役 加川澄子	二七・一・三	
株式会社モリタ 青森市新町二丁目二の五 代表取締役 盛田正裕	変更なし	
有限会社つみカメラ 青森市栄町一丁目一の二二 代表取締役 田中啓作	変更なし	
株式会社ドラッグユー 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	二六・七・三〇	

株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八 の三 代表取締役 楡金洋二	株式会社オルディナール 青森市大字浜田字玉川一九四の二 八 代表取締役 加藤一之	株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 成田耕造	内藤商事株式会社 東京都中央区東日本橋三丁目一三 の一 代表取締役 内藤博英	有限会社アーチーズ 青森市本泉二丁目一九の一三 代表取締役 小中重利	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一三 代表取締役 指田努	株式会社かとう 西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町二二 代表取締役 加藤尚	株式会社三城 東京都港区港南四丁目一の八 代表取締役 加賀純一	有限会社大池商店 上北郡東北町字上笹橋二 代表取締役 大池勇氣	株式会社珠や 北海道函館市松風町六の二一 大丸ビル一階 代表取締役 笠原宇史
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
二六・三・三	二七・一・五	二七・二・二六	二六・五・二五	二五・二・七	二五・二・七	二五・二・七	二五・二・七	二五・二・七	二五・二・七	二五・七・三

有限会社ほわいとあつぷる 弘前市駅前二丁目二の一 代表取締役 小笠原新一	株式会社エフ・シー・エス 山形県米沢市金池五丁目一の二七 代表取締役 腰越弘樹	株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 齊藤己千郎	BURNING BLOOD株式 会社 三沢市中央町四丁目三の一八 代表取締役 東條方厚	株式会社よしのや本間 青森市八重田一丁目六の一三 代表取締役 本間博	株式会社クレオスアパレル 東京都品川区西五反田七丁目二二 の一七 代表取締役 杉山伸二	株式会社サンドラッグエース 北海道札幌市東区北四十一條東九 丁目三の一 代表取締役 岡田誠	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濶二丁目三八 代表取締役 河合映治
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
二六・三・三	二七・二・一	二七・三・九	二七・二・一	二七・三・九	二七・八・一	二六・八・一	二六・二・三五

四 届出年月日  
平成二十九年十月六日

五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所  
2 期間  
平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで  
3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。  
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南大町店

弘前市大字南大町一丁目一〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
有限会社大池商店 上北郡東北町字上笹橋二 代表取締役 大池勇氣	—	平成 二六・四・三〇
株式会社ドラッグユー 一 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社サンドラッグエース 北海道札幌市東区北四十一條東九 丁目三の一 代表取締役 岡田誠	二六・七・三 二六・八・一

四 届出年月日

平成二十九年十月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

青森市沖館一丁目一の四四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更前	変更後	変更年月日
変更なし			

株式会社ラグノオささき  
弘前市大字百石町九  
代表取締役 木村公保

変更なし

株式会社ドラッグユー  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一

平成  
二六・七・三

株式会社サンドドラッグエース  
北海道札幌市東区北四十一条東九  
丁目三の一  
代表取締役 岡田誠

二六・八・一

四 届出年月日

平成二十九年十月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店

青森市大字筒井字八ツ橋七三の外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

成田勝雄

青森市桜川六丁目一二の四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
株式会社ドラッグユー 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社サンドラッグエース 北海道札幌市東区北四十一条東九 丁目三の一 代表取締役 岡田誠	平成 二六・七・三 二六・八・一

四 届出年月日

平成二十九年十月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース小中野店  
八戸市小中野三丁目二四の七二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	平成三十年四月十八日
株式会社パセリー菓 上北郡おいらせ町神明前一四三の一 代表取締役 小泉輝美	変更なし	
株式会社ドラッグユー 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	平成三十年七月三日
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
株式会社サンドラッグエース 北海道札幌市東区北四十一條東九丁目三の一 代表取締役 岡田誠	変更なし	平成三十年八月一日

- 四 届出年月日  
平成二十九年十月六日
- 五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

- 2 期間  
平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
平成三十年四月十八日
- 2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項  
（一）意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
（三）意見及びその理由
- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三内ショッピングセンター  
青森市大字三内字稲元一二〇の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース  
 八戸市大字長苗代字前田八三の一  
 代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 成田耕造	—	平成 二六・二・二六
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
—	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	二五・七・二九

四 届出年月日

平成二十九年十月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四七の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長池七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社菅文 岩手県二戸市堀野字長池七五の四 代表取締役、菅陽悦	変更なし	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
株式会社ドラッグユー 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社サンドラッグエース 北海道札幌市東区北四十一条東九 丁目三の二 代表取締役 岡田誠	平成 二六・七・三 二六・八・一

四 届出年月日

平成二十九年十月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役 本多貞直	セントラルリーシングシステム株式会社 北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 代表取締役 安達隆好	平成 二六・六・三〇

三 届出年月日

平成二十九年十月十日



四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭